

《 事務所ニュース 2015年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます 平成27年

無期転換ルールの特例法（平成27年4月）

<専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する 特別措置法の概要>

平成25年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（※）に関する特例を設けるもの。 施行期日平成27年4月1日

（※）同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。（労働契約法第18条）

<主な内容>

① 特例の対象者

I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者

II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

② 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長
→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）

② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等

② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等

高額療養費が変更（平成27年1月）

<所得区分の変更>

医療費の自己負担額が高額になった場合に適用される健康保険の「高額療養費」ですが、平成27年1月診療分より、70歳未満の被保険者の所得区分が従来からの3区分から5区分に変更になります。

これにより、標準報酬月額が53万円以上の被保険者（被扶養者も含む）の個人負担限度額が引き上げられ、従来に比べて**負担増**となります。一方で、標準報酬月額が26万円以下の被保険者であって市区町村民税が非課税ではない人の場合は、新たに区分が設けられ、従来に比べて**負担が軽減**されることになりました。

<限度額適用認定証>

70歳未満の健康保険被保険者や被扶養者が、入院や外来診療で医療費が高額になると見込まれる場合に、あらかじめ交付された限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関の窓口で提示すると、1ヶ月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなりますが、今回の所得区分の変更に伴い、1月1日から限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定書）の区分表記が変更になります。このため、1月1日以降は以前の区分表記の限度額適用認定証は使用できなくなり、改めて限度額適用認定証の交付を「協会けんぽ」または「健康保険組合」に申請する必要があります。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）